

Q & A

近隣に似た名称の診療所がある場合等の法的問題点について

Q1. 先月、都内において、私の名前「甲山太郎」の一部を冠した「こうやま小児科クリニック」を開設し、ようやく業務が軌道にのってきたところです。昨日、近隣で「甲山小児科診療所」を開設する甲山花子医師から、「こうやま小児科クリニック」は30年前に開設した「甲山小児科診療所」と車で10分の近接した距離で、「こうやましようにか」という音が一致する等の類似性のある名称であるため、診療所の名称を変更してもらえないかと連絡がありました。当クリニックの名称は法律に違反するのでしょうか。

Q2. ターミナル駅である乙川駅周辺でクリニックを開設するにあたり、インターネットで検索されやすいように「乙川クリニック」という名称にしたいと思っていますのですが、同じように考えるクリニックが今後出てきた際に同じような名称にしないよう要求したいと思えます。何か方法はないのでしょうか。

A1. 関連する法律としては不正競争防止法があり、この法律は、周知された他人の営業の主体を示す表示を使用して営業主体を誤認させる行為を「不正競争」として規制対象にしています（同法2条1項1号）。甲山花子さんは、この「不正競争」に該当するものとして、クリニックの名称変更を要求してきているものと思われます。

不正の目的なく名称を使用する場合には、上記規制が及ばないものとされているため（同法19条1項2号）、本件において「不正の目的」が有るかどうか問題となります。

「不正の目的」の有無を判断するにあたっては、一般的に、相手方の表示周知地域との地理的關係、営業の態様、当事者間の業種の異同、相手方の表示の独自性の大小、新たに表示を行った者が表示を採用した理由等が総合的に考慮されます。

もっとも、日本においては、開設者の氏名を用いている診療所が多いという実情があるため、診療所名として氏名を用いた場合は不正競争防止法に違反しにくいと考えられます。現に、例えば、診療所の名称を届けるに際し、京都市では、原則として「開設者の氏名を付けること」、また、大阪市では、原則として「開設者の姓を冠し、地名を使用しないこと」が求められています。このような各自治体の求めに従う限り、「不正の目的」が有るとは判断され

ない可能性が高いでしょう。

裁判例の一つとして大阪地裁平成 21 年 7 月 23 日判決¹⁾では、「わたなべ皮フ科・形成外科」の名称で診療所を開設している医療法人 A が、以前 A に勤務していた医師 B が近隣に「わたなべ皮ふ科」の名称で診療所を開設したため、B に同名称の差止めを求めましたが、元々開業予定であることを A に告げており、また双方の診療所が約 700 メートル離れた位置にあり、ある程度の距離が存在すること、同業種であるとしても、看板の色使いが似ているに留まり違いが認められること、新たに表示を行ったクリニックは開設者の名前を並記したり、「わたなべ皮フ科・形成外科」との関係性を否定する表示を行う等の誤認混同防止措置を講じていること、当初は「あい皮フ科」にすることを予定していたが、開設届出の際、自身の氏である「渡部（わたなべ）」を用いるよう要請された経緯があったこと等から、「不正の目的」はないと判断されています。

本件でも、「こうやましようにか」の音が一致しており、小児科という診療科目が同種であるとはいえ、車で 10 分の距離があること、患者が誤認しないよう「こうやま」という平仮名を用いていること等からすれば、名称の表示の独自性や当該名詳を採用するに至った経緯等にもよりますが、患者が診療所に混同を来している事情がない限りはただちに「不正の目的」があるとは言いきれず、不正競争防止法に違反する可能性は低いでしょう。

A2. 今後、同じように「乙川」を含む名称の診療所が開設される場合には、不正競争防止法に基づいて開設を差し止める等の請求ができる可能性はあります。ただし、「不正競争」（不正競争防止法 2 条 1 項 1 号）に該当することを相談者が証拠に基づき証明しなければなりません。A1 で見たように「不正の目的」が有ると必ずしも言い切れるわけではありません。

そこで、今後、「乙川」という同一地域内において顧客を奪い合うことを防ぐためにも、診療所の名称の「乙川クリニック」を、医業を指定役務として（名称を使用するサービスを医業に指定して）商標登録しておくことが考えられます。商標登録をしておけば、当該商標を侵害する診療所に対して、その侵害行為を停止するよう求めることができ、場合によっては損害賠償請求をすることも可能です（商標法 36 条 1 項、38 条 1 項）。

ただし、「ありふれた名称のみからなる商標」については、自己のサービスを他人のサービスから区別させることのできる識別力が乏しいため、原則として商標登録できないとされており（同法 3 条 1 項 4 号）、特許庁が発行している商標審査基準²⁾には「著名な地理的名称、ありふれた氏、業種名等やこれらを結合したものに、商号や屋号に慣用的に付される文字や

会社等の種類名を表す文字等を結合したものは、原則として、『ありふれた名称』に該当すると判断する」と記載されています。そのため、「乙川」という地理的名称に「クリニック」を組み合わせただけでは、商標登録されない可能性があります。

また、裁判例の一つとして、知財高裁平成 25 年 11 月 21 日判決³⁾では、歯科医業を指定役務とする（名称を使用するサービスを歯科医業に指定する）「スターデンタル」という商標を有する歯科医院を開業する医療法人社団 A が「赤坂スターデンタルクリニック」という名称で歯科医院を開設した歯科医師 B に対して、同名称の使用差止め等を求めたところ、B が「スターデンタル」という商標はありふれた普通名詞の組み合わせであって、同語を含む歯科医院は数多く存在するため識別力がなく、A の商標登録は無効であると反論し、裁判所は、歯科医業との関係で「デンタル」は識別力に乏しいといえるが、「スター」の部分は一般に広く用いられる普通名詞ではあるものの歯科医業と直接結びつくものでないため、「スターデンタル」は識別力がないとはいえないとして商標登録を無効とはいえないと判断しました。

そのため、例えば、診療科目名を付するなど、他の診療所と識別できるだけの名称に変更する形で商標登録をすることも検討するべきかと思います。

そうはいつても、実際には、ありふれた名称と思われるものが商標登録されている例は多々あり⁴⁾、「●●町クリニック」、「●●駅前クリニック」等といった登録商標は存在しているようですので、具体的な名称について商標登録できるか等は弁理士等の専門家に相談することをお勧めします。

なお、診療所の名称も広告の一環としてその使用が制限されますので、名称を定めるにあたっては、医療広告ガイドライン等も参照してください。

【参考文献】

- 1) 判例時報 2073 号 117 頁（大阪地裁平成 21 年 7 月 23 日判決）
- 2) [商標審査基準（特許庁）](#)
- 3) 判例タイムズ 1419 号 374 頁（知財高裁平成 25 年 11 月 21 日判決）
- 4) [特許情報プラットフォーム（独立行政法人工業所有権情報・研修館）](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [診療所の新規開設に伴う雑感**](#)

- ・ 「混同」 - 一般的な混同と不正競争防止法上の混同 -***
- ・ (6) 医療広告と広報**

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。